



金属労協政策レポート

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協/IMF-JC）
 〒103-0027 東京都中央区日本橋2-15-10 宝明治安田ビル4階
 TEL 03-3274-2461 FAX 03-3274-2476 URL <http://www.imf-jc.or.jp>
 編集兼発行人 若松 英幸

No.31 2009.5.13

2009年政策・制度要求～重点取り組み項目～

要 請

環境技術・製品の浸透による持続可能な 低炭素社会の実現と需要喚起

政府では、「経済危機対策」(2009年4月10日)や、環境大臣の「緑の経済と社会の変革」(2009年4月20日)において、環境技術・製品の加速的な普及を経済再生の起爆剤と位置づけ、様々な対策・施策を打ち出しています。また政府は、ポスト京都議定書の国際交渉に向けた中期目標を本年6月に決定する方針を打ち出しており、各方面で議論が活発化しています。

こうした状況を踏まえ、金属労協では今般、「2008～2009年政策・制度要求」の環境政策を補強し、本年の重点取り組み項目のひとつとして、「環境技術・製品の浸透による持続可能な低炭素社会の実現と需要喚起」を策定しました。

とりわけ、

- 京都議定書の目標達成に向け、国内対策として急務となっている民主(家庭・業務)部門の省エネ意識を高め、省エネ製品の浸透を図る対策・施策を具現化する。
- ポスト京都議定書において、先端的環境技術・手法の成果を確実に全世界へ浸透させ、すべての国が公平性・納得性をもって温室効果ガス削減に努力する国際的な枠組みを構築する。
- 持続可能な「低炭素社会」を実現させるため、「低炭素社会づくり行動計画」を早急に軌道に乗せる。の実現にむけ、関係府省・政党に対し要請活動を展開していきます。

はじめに

地球環境の持続可能性が危機に瀕しているなかで、とりわけ地球温暖化対策については、国際的な連携が不可欠であると同時に、国民各人・各層が本気になって取り組んでいかななくてはならない喫緊の課題です。一方で、歴史的な世界同時不況の影響により、わが国の実体経済を基幹産業として支えてきたものづくり産業・金属産業は、きわめて厳しい生産の減少、収益の悪化に見舞われ、雇用情勢も急変しています。

こうした状況のなかで、「経済と環境の両立」を図り、雇用の確保・創出を伴う持続可能な「低炭素社会」を実現させていくためには、わが国ものづくりの「強み」である環境技術力・製品に磨きをかけるとともに、その普及に向けた需要喚起に尽力していく必要があります。

2009年12月には、COP15(気候変動枠組条約第15回締約国会議)/MOP5(京都議定書第5回締約国会合)

において、2013年以降の「ポスト京都議定書」の枠組みが決定する予定です。アメリカ、中国、インドなど、主要排出国を含むすべての国が温室効果ガス削減に努力し、先端的環境技術・製品の普及・開発に全力をあげて取り組んでいく仕組みを導入し、公平性・納得性が担保できる枠組みに合意できるよう、わが国はリーダーシップを発揮していくことが重要です。

そのためには、わが国はCOP3議長国として、「京都議定書の約束」を確実に実行すると同時に、「環境と経済の好循環」を実証することで、環境先進国として先導的役割を果たしていけるような対策・施策の実現が求められます。

1. 京都議定書の目標達成に向けた対策・施策の補強・強化

◇ ポ イ ン ト ◇

京都議定書の約束を遂行し、環境先進国として世界に先駆けて経済・産業発展と温室効果ガス削減の両立をめざす持続可能な「低炭素社会」を実現させていくためには、わが国ものづくりの「強み」である環境技術力・製品に磨きをかけると同時に、その普及にむけた需要喚起を図っていくことが不可欠です。

とりわけ、温室効果ガス排出が著しく増加している民生(家庭・業務)部門においては、省エネ意識を高め、省エネ製品の浸透を図る対策・施策の強化が急務となっています。

また、京都議定書目標達成計画の前提条件となっている原子力発電の着実な推進、京都議定書の約束である基準年(1990年比)6%削減のうち3.8%を占める森林吸収源対策については、着実に実行していかなくてはなりません。

なお、政府においては、国民の手本となるよう、国・地方公共団体の事務・事業に関する温室効果ガス排出抑制目標を前倒して達成することが重要であり、公用車の環境対応車両への切り替えや、省エネ型事務機器・設備の導入を率先して実施していく必要があります。

具体的な要求項目

①省エネ意識を高め、省エネ製品の浸透を図る対策・施策

国民の省エネ意識を高め、省エネ製品への買い替え・浸透を通じて民生部門の目標達成を図るべく、

○省エネ製品への買い替えを促進するため、「バイ・エコプロダクト!」運動を大々的に展開するとともに、「エコポイント」加盟店の拡充にむけた取り組みを強化すること。

○省エネ製品の買い替え、使用に関してインセンティブを実感できる仕組みとして、電力・ガス事業者に対し、業務・家庭部門の電力・ガス利用者への、年・月・週・日・時間あたりの詳細な使用量に関する情報提供を義務づける。あるいは、そうした詳細が一目でわかる「スマートメーター」(*)など、屋内電子メーターの設置を義務づけること。

○家庭やオフィスビルにおける太陽光発電、風力発電、燃料電池発電システム設置の飛躍的普及に向け、現行の助成措置を一層強化すること。なお、「住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業(建築物に係るもの)」については、現行の補助率1/3以内(一件あたりの上限は1億円)から1/2以内への引き上げを図り、当面の間、同事業を継続すること。

○ESCO事業(*)については、各事業者・家庭に対し、その有効性を積極的にアピールし、活用を促していくこと。

②原子力発電における利用率の早期回復

既存の原子力発電所における設備利用率85%以上への早期回復を図るべく、停止中の原子力発電施設の運転再開に向け、信頼のおける安全管理を着実に実施し、関係地方公共団体や住民への理解促進活動に全力を尽くすこと。

③森林吸収源対策の着実な推進

林吸収源対策の着実な推進に向け、所有者が管理を放棄している民有林整備や国産材利用促進など、森林整備に関する課題の解消に向けた対策を早急に進めるとともに、森林整備事業の集約化・法人化・株式会社化を通じた経営基盤の強化に向けた森林行政を推進すること。

④国・地方公共団体における省エネ製品の率先導入

国・地方公共団体の事務・事業に関する温室効果ガス排出抑制目標を前倒しで達成するよう、公用車の環境対応車両への切り替えや、省エネ型事務機器・設備の導入を率先して実施すること。

また、道路灯、防犯灯などをはじめとする全国の街路灯について、早急にLED化を推進すること。

- (*) 1. 「スマートメーター」とは、電力会社と各需要家の間で送電網を通じた双方向通信機能を有し、電力消費状況をリアルタイムで把握できる電子メーター。
2. ESCO (Energy Service COmpany) 事業とは、省エネルギーにかかわる一連の業務を一括して請け負うことや、計画した省エネ効果が出なかった場合は、回収できなかった省エネ相当分を顧客に保証する義務を負うことなどを特徴としたビジネス。

◇ 背景説明 ◇

①省エネ意識を高め、省エネ製品の浸透を図る対策・施策

(「バイ・エコプロダクト!」運動の展開)

省エネ製品への買い替えを促進していくことは、内需喚起と雇用の維持・創出、そして実効性のある地球温暖化対策として大変重要です。各種アンケート調査によると、政府が支給している定額給付金の使い道として、「外食」、「生活費の補填」、「貯蓄」、「旅行」と回答する割合が上位を占め、「家電」など環境関連の耐久消費財には十分に使われていないことが明らかとなっています。国民一人ひとりの環境意識を高めつつ、省エネ製品への買い替えを通じ、着実な内需喚起に繋げていくよう、省エネ製品買い換えナビゲーションサイトの周知徹底や全国的な広報活動の強化など、「バイ・エコプロダクト!(省エネ製品を購入しよう!)」運動を大々的に展開し、省エネ製品買い換え・購入の呼びかけを徹底することが重要です。また、政府は「経済危機対策」(2009年4月10日)において、省エネ家電を購入した際に、購入費用の5~10%を還元する「エコポイント」の普及促進を目指しています。「バイ・エコプロダクト!(省エネ製品を購入しよう!)」運動の一環として、「エコポイント」加盟店を増やす取り組みを強化していくことが重要です。

(電力・ガスの詳細な使用量の情報提供義務づけ)

業務部門や家庭部門全体のCO₂排出抑制については、国民一人ひとりの省エネ意識向上を通じて、とりわけ、電力消費量を抑制していかなくてはなりません。EU(欧州連合)では、正確な電力の使用量と使用時間を計測できる電力メーターの設置を中小企業や家庭の利用者に義務づける「エンドユースのエネルギー効率とエネルギー・サービスに関する指令」が2008年5月に発効しました。これは、電力利用者が月ごとのみならず、1日あるいは1時間あたりの詳細な電力使用量を確認できることで、利用者の電力消費に対する意識の向上を図る目的があります。これにより、家庭における電力消費量全体の5~10%の削減ができると推定されています。

日本においても、業務部門・家庭部門における具体的な省エネ行動を促すべく、こうした抜本的な取り組みが、省エネ製品への買い替えインセンティブとなります。

(家庭における再生可能エネルギーシステムの飛躍的普及に向けた助成措置)

住宅用太陽電池について、政府は2009年度、10万世帯に補助金を支給する予定であるほか、経済産業省は2010年度までに、太陽光発電の普及を進めるため、家庭や企業などで発電した電力について現行の2倍程度の価格で買い取ることを電力会社に義務づける制度を導入する方針です。また、国の助成のほかに、独自の補助制度を実施している地方公共団体は約310団体に達しています。しかし、地方公共団体によって、補助制度・金額は様々であり、高額な補助金を支給(1Kw当たり10万円以上)しているところは、東京都をはじめわずか5つにすぎません。再生可能エネルギー産業を育成し、雇用の創出を図っていくためには、太陽光発電のみならず、家庭や企業における再生可能エネルギーシステムの飛躍的普及にむけた助成措置の一層の拡充を図ることが重要です。

(省エネ住宅への補助率引き上げ)

住宅・建築物高効率エネルギーシステム(再生可能エネルギーシステムや断熱部材など)を既築、新築、増築又は改築の建物に導入する際、その費用の一部を補助する制度「住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業(建築物に係るもの)」が実施されています。補助率は1/3以内(1件あたりの上限は1億円)、補助期間は住宅に関わるものについては、単年度単位となっていますが、こうした省エネ住宅の購入を促進させ、省エネ製品の内需喚起に繋げていくためにも、補助率、補助期間について拡充を図っていくことが重要です。

②原子力発電における利用率の早期回復

2007年度の温室効果ガスの総排出量は、京都議定書の規定による基準年の総排出量(12億6,100万トン)を8.7%上回りました。その主な原因のひとつとして、原子力発電所の利用率が低下した影響が大きくなっています。京都議定書目標達成計画では、原子力発電所の設備利用率は84.2%を目標達成の前提条件としています。現行では、58%(2008年)に低迷しています。信頼のおける安全体制を着実に実施したうえで、早急な利用率の回復が望まれます。

③森林吸収源対策の着実な推進

森林吸収源対策はわが国温暖化対策の重要な柱であり、間伐・植林による森林整備を着実に推進していかなくてはなりません。政府は毎年の予算編成における特別措置を通じて、補助金による民有林整備の実施や、深刻な高齢化や人手不足が進む林業での担い手育成事業を行っていますが、こうした補助金に頼る森林事業については、その持続性・継続性に疑問が残ります。森林整備を着実に推進し、持続可能なものとしていくためには、単に補助金を支給するのではなく、森林整備事業の集約化・法人化・株式会社化の促進や、カーボンオフセット事業の普及促進などを通じて、国産間伐材の流通市場を活性化させ、ビジネスとして成立させていく環境整備が必要です。

2. ポスト京都議定書の枠組み構築

◇ ポ イ ン ト ◇

これまでの世界の温室効果ガス排出量は、先進国からの排出が多くを占めていましたが、今後10年間のうちに新興国・途上国の排出量が先進国を上回る見込みとなっています。こうした状況にあることから、ポスト京都議定書においては、先進国のみならず、中国、インド、ブラジルをはじめとする新興国、そして途上国を含む全世界が参加し、温室効果ガス排出削減に努力する国際的枠組み構築が重要です。

一方で、世界各国の経済回復・産業発展と温室効果ガス削減の両立をめざすためには、エコ製品、新エネルギー、省エネ技術、リサイクルシステムなど、環境保全のための製品・技術を広く社会に浸透させていかなくてはなりません。わが国の金属産業は、世界的に高度な環境・省エネ技術力を培ってきており、内外の環境産業を育成していく重要な役割を担っています。

そうしたことから、ポスト京都議定書の目標設定や枠組みが決定するCOP15/MOP5の交渉にむけ、すべての国が温室効果ガス削減に努力し、最先端の環境製品・技術の普及に全力をあげて取り組む仕組みが合意できるよう、わが国はリーダーシップを発揮していくことが重要です。

具体的な要求項目

①すべての国が削減に努力する枠組みの構築

ポスト京都議定書においては、先端的環境技術・手法の成果を確実に全世界へ浸透させ、主要先進国・新興国をはじめ、すべての国が公平性・納得性をもって温室効果ガス削減に努力する国際的な枠組み構築に向け、日本政府は国際交渉をリードしていくこと。

②全世界における中長期的な温室効果ガス削減に向けた制度設計

ポスト京都議定書の中長期的な制度設計にあたっては、世界全体のCO₂削減を実効あるものにするため、消費者や事業者による削減努力の成果が、省エネ技術の革新、エネルギーの安全保障、産業競争力強化を促し、結果として経済的利益につながる「環境と経済の両立」の観点を柱とする仕組みの確立に向け国際的な合意形成を図ること。

具体的には、

- 産業セクター・事業所別や、製品別において、最先端のエネルギー効率向上やCO₂排出量削減が見込まれる先端的・革新的技術・生産方式・製品を目標設定の際の基準とし、世界全体でその普及に全力で取り組む仕組みづくりをめざすこと。
- 新興国や途上国への適正な環境技術の移転が行われる仕組みを導入すること。
- 基準年については、すべての国・産業が公平性・納得性を最大限担保できる設定とすること。

③わが国温室効果ガス排出量の中期目標

わが国温室効果ガス排出量の中期目標を検討する際には、現実的かつ効果的な温暖化対策を実行するため、以下の要件を満たすものとする。

- 世界最先端のわが国の環境技術・環境製品を広く普及させることによって、達成できるものであること。
- 経済や国民生活への影響を十分に検証し、カーボン・リーケージを阻止することはもちろん、新たな技術・製品の開発を促進し、需要創出・雇用創出をもたらすこと。
- 温室効果ガス削減コスト負担の国際的な公平性を確保すること。

④京都メカニズムの運用改善

京都メカニズムにおけるCDM事業については、CCS(二酸化炭素回収・貯留)技術の活用が早期に認定されるよう、日本政府としてイニシアチブを発揮すること。

⑤経済的手法の検討

イ. 国内排出権取引制度

ポスト京都議定書における経済的手法のひとつとして国内排出量取引制度を検討する場合には、長期的な産業競争力維持と世界規模での継続的な排出削減の両立をめざす制度とすること。

具体的には、

- 過去の景気変動や生産量、産業・企業の削減努力を考慮することはもとより、その生産技術や製品のエネルギー効率を基準とした制度設計を行うこと。
- 排出削減努力を客観的かつ正確に算定・評価するための仕組みや第三者機関を整備すること。
- 企業の温暖化対策設備投資が円滑に行えるよう、適切な運用ルールや中長期的な取引対象期間を設定すること。

なお、国際的な排出量取引を各国・地域間で協議していく場合には、世界全体での取引の公平性を担保するため、わが国の省エネ法を基準とした事業所ごとのエネルギー使用量やCO₂排出量の基準や計算方法、対象施設・範囲の統一化を図る国際ルールを確立すること

ロ. 地球温暖化対策に関する税制

地球温暖化対策のための新たな税制を検討する場合には、政府の予算編成の原則に沿って、既存の関連諸税との整合性や見直しを図ることを前提に、財源を求めるのではなく、価格インセンティブ効果、アナウンスメント効果を追求する税制とし、税収は課税した部門への還流を図ること。

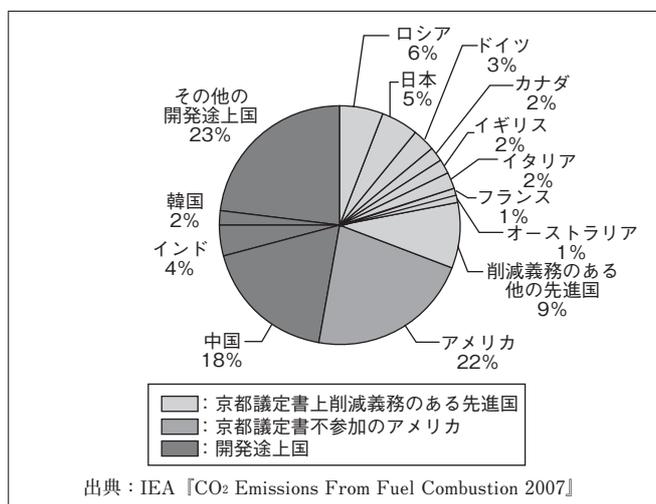
◇ 背景説明 ◇

- ①すべての国が削減に努力する枠組みの構築
- ②全世界における中長期的な温室効果ガス削減に向けた制度設計
- ③わが国温室効果ガス排出量の中期目標

(世界におけるCO₂排出量の動向)

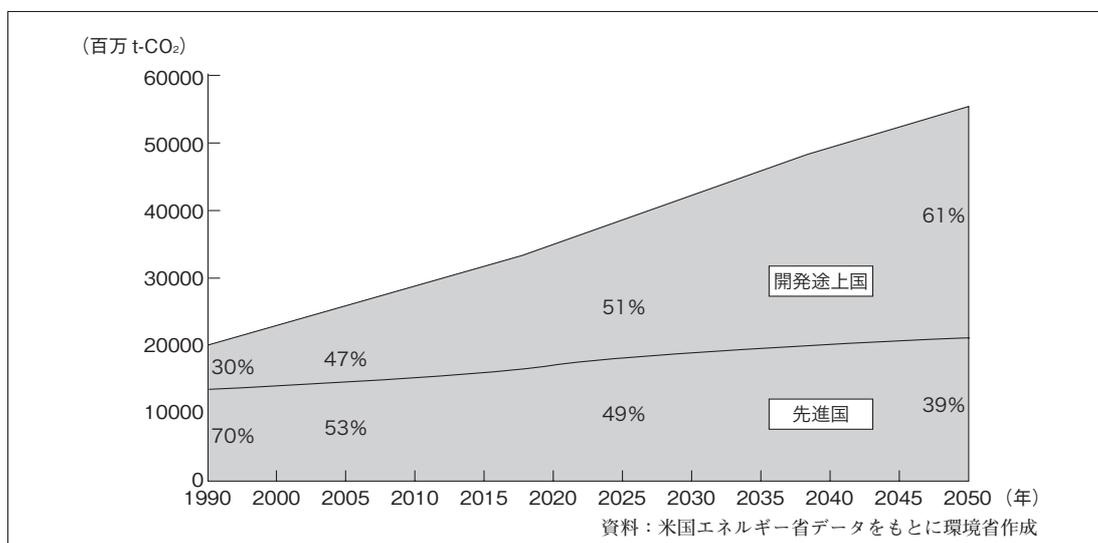
現在、中国やインドなどの新興国や途上国は、京都議定書による削減義務を課せられていませんが、現状では世界CO₂排出量の多くを占めるようになってきており(図表1)、さらには今後10年間のうちに、途上国の排出量が先進国を上回る見込みとなっています(図表2)。こうした状況にあることから、ポスト京都議定書(2013年以降)の枠組みの構築においては、先進国はもちろんのこと、中国、インド、ブラジルをはじめとする新興国、そして途上国を含む全世界が参加し、温暖化ガス排出削減に努力する国際的枠組み構築に向け、わが国政府が、環境先進国としてイニシアチブを発揮していくことが重要です。

図表1 世界のエネルギー起源 CO₂ 排出量



資料：「平成20年版環境・循環型社会白書」より

図表2 先進国と途上国の今後のCO₂排出量予測



資料：「平成20年版環境・循環型社会白書」より

(COP/MOPの動向)

2007年12月、COP13 (気候変動枠組条約第13回締約国会議) /MOP3 (京都議定書第3回締約国会合)において、①排出削減に関するグローバルな長期目標の検討、②すべての先進国による計測・報告・検証可能な緩和の約束または行動(先進国間の取り組みを比較できるようにする)、③途上国による計測・報告・検証可能な緩和の行動、④森林、⑤セクター別アプローチ、⑥削減と適応における条約の媒介的役割の強化、⑦小島嶼国などの脆弱な国への支援に関する国際協力、⑧革新的技術開発の協力、⑨資金協力など、ポスト京都議定書となる2013年以降の国際的枠組みを2009年までに合意する「バリ・ロードマップ」が確認されました。2008年12月に開催されたCOP14/MOP4では、具体的な議論の進展は見られなかったものの、2009年末に開催されるCOP15/MOP5に向け、本格的な交渉モードに突入すべく、特別作業部会が頻繁に開催される予定となっており、すべての国・産業が公平性・納得性を最大限担保できる中期的目標の設定やその枠組み作りに向け、日本政府の交渉力を発揮していくことが期待されます。

(最先端の環境製品・技術の普及促進にむけた枠組み作り)

気候変動枠組条約の下にすべての締約国が参加して2013年以降の枠組み等を議論するため、京都議定書の下に設置されている特別作業部会(AWG)では、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)がこれまでに示した温暖化シナリオに基づいて、地球の温室効果ガスの排出量を今後10年から15年の間にピークに達するようにし、その後、今世紀半ばまでに2000年比50%を大幅に下回る極めて低い水準までに削減する必要があるとの認識を示しています。

こうした状況のなか、COP(気候変動枠組条約締約国会議)では、世界全体で実効的な温室効果ガス削減をめざし、日本が提案している「セクター別アプローチ」(注)がポスト京都議定書の枠組み作りに向けた手法の重要な候補のひとつとして議論されており、今後は先進国同士、あるいは先進国と経済発展を優先したい途上国の間で、その具体的な中身について合意できるかがポイントとなっています。

(注) CO₂などの排出量が多い産業・分野(セクター)ごとにエネルギー効率指標を使って潜在的な削減可能量を算出し、その積み上げで国別総量目標を設定する温室効果ガスの排出削減方法。

わが国は、2度のオイルショックを契機に、着実に省エネルギー技術の普及が進んだ結果、産業分野のエネルギー効率は世界トップクラスとなっています(図表3)。

図表3 エネルギー効率の産業別国際比較の例

鉄1トンつくるのに必要なエネルギー指数比較						
日本	韓国	EU	中国 (大規模)	中国 (全国)	アメリカ	ロシア
100	105	110	110	120	120	125

銅の精錬に必要なエネルギー指数比較				
日本	欧州	アジア	北米	南米
100	133	143	154	202

セメント(クリンカ) トンあたりエネルギー消費量						
日本	西欧	韓国	中南米	中国	アメリカ	ロシア
100	130	131	145	152	177	178

資料出所：環境省資料より JC 政策局で作成。

途上国とともに世界全体での温室効果ガスの削減を達成していくためには、こうした世界トップレベルの技

術の普及に全力を注ぎ、途上国への適正な技術移転も同時に成し遂げていく仕組みづくりが求められます。

(中期目標の設定)

2009年4月、国連の気候変動枠組条約作業部会は、ポスト京都議定書(2013年以降)の中期目標原案を2009年6月に提示する方針を示しました。現在、COP議長提案をはじめ、先進国を中心として、自国・地域内における2020年までの中期目標案が示されています(図表4)。

図表4 COP議長提案と主な先進国・地域における温室効果ガス削減2020年目標案

国・地域	2020年削減目標
E U	1990年比-20%
アメリカ	1990年比0%、2005年比-14%
カナダ	2006年比-20%
COP議長提案(*)	附属書I国(先進国) 1990年比-25~40%

(*) 2008年12月時点のものであり、国際的な合意には至っていない。

自国の中期目標が国際枠組み交渉の重要なポイントとなるため、わが国においても議論が活発化しており、2009年3月、首相直轄の「地球温暖化問題に関する懇談会」の中期目標検討委員会は、2020年のわが国の温暖化ガス削減目標の選択肢を示し(図表5)、政府は2009年6月までに中期目標を決定するとしています。

図表5 温室効果ガス排出量の中期目標の選択肢について

選択肢の名称	2020年時点の排出量の増減率(%)		国際比較(①②③⑤は同限界削減費用、④は同GDP当たり費用の増減率(%))			必要な対策・政策の考え方	経済への影響	
	05年比	90年比	先進国全体	EU	米国		第1段:実質GDP 第2段:民間設備投資 第3段:失業者 第4段:世帯当たり可処分所得 第5段:家庭の光熱費支出	
①「長期需給見通し」努力継続・米EU目標並み	05年比	-4	-6~-14	-9~-14	-7~-18	既存技術の延長線上で機器等の効率改善に努力し、耐用年数の時点でその機器に入替え	(③⑤⑥に対する基準ケース)	
	90年比	+4	-9~-18	-14~-19	+6~-5			
(EU目標:90年比-20%(CDM等4%を除けば-16%)、米目標:05年比-14%)								
②先進国全体-25%・限界削減費用均等	05年比	-6~-12	-22~-23	-18~-23	-30~-33			
	90年比	+1~-5	-25	-23~-27	-19~-24			
③「長期需給見通し」最大導入改訂(フロー対策強化)	05年比	-14	-23~-26	-21~-23	-33~-34	規制を一部行い、新規導入(フロー)の機器等を最先端のものに入替え	2020年までの累積でGDPが0.5~0.6%押下げ	
	90年比	-7	-25~-29	-26~-27	-23~-24		2020年で-1~+3兆円(-0.8~+3.4%)	
							11~19万人(失業率0.2~0.3%)増加	
							2020年の所得を4~15万円(0.8~3.1%)押下げ	
							世帯当たり年2~3万円(13~20%)増加	
④先進国全体-25%・GDP当たり対策費用均等	05年比	-13~-23	-22~-23	-25~-27	-19~-28			
	90年比	-8~-17	-25	-30~-31	-7~-18			
⑤ストック+フロー対策強化・義務付け導入	05年比	-21~-22	-27~-36	-25~-28	-38~-47	規制に加えて導入の義務付けを行い、新規導入の機器等を最先端に入替え。更新時期前の既存(ストック)の機器等も一定割合を最先端に入替え	2020年までの累積でGDPが0.8~2.1%押下げ	
	90年比	-15	-29~-39	-29~-33	-29~-39		2020年で±0~+8兆円(-0.2~+7.9%)	
							30~49万人(失業率0.5~0.8%)増加	
							2020年の所得を9~39万円(1.9~8.2%)押下げ	
							世帯当たり年6~8万円(35~45%)増加	
⑥先進国一律-25%	05年比	-30				新規・既存のほぼすべての機器等を義務付けにより最先端に入替え。また、炭素価格付けの政策により活動量(生産量)が低下	2020年までの累積でGDPが3.2~6.0%押下げ	
	90年比	-25					2020年で-13~+11兆円(-11.9~+12.5%)	
							77~120万人(失業率1.3~1.9%)増加	
							2020年の所得を22~77万円(4.5~15.9%)押下げ	
							世帯当たり年11~14万円(66~81%)増加	

資料出所:首相官邸ホームページ「地球温暖化問題に関する懇談会 中期目標検討委員会」より

この中期目標の選択肢については、①長期エネルギー需給見通しに基づく国内対策と削減可能幅、②削減指標(限界削減費用、GDP比、一律削減)を基準としたものに区別されています。今後、この6案を軸として、国内での議論が活発化していくことが予想されます。

わが国温室効果ガス排出量の中期目標を検討する際には、現実的かつ効果的な温暖化対策を実行していくための要件を満たしていくことが重要です。国際会議の場においては、環境先進国であるわが国は、世界最先端のわが国の環境技術・環境製品を広く普及させる仕組みづくりにむけ、議論をリードする責務を負

っています。また、国内の経済や国民生活への影響を十分に検証し、新たな目標が新たな技術・製品の開発を促進し、需要創出・雇用創出をもたらすものでなくてはなりません。さらに、温暖化対策が不十分な国や地域への産業・事業所移転によって結果的に地球全体として温室効果ガスが増加してしまう「カーボン・リーケージ」を阻止すると同時に、温室効果ガスの削減コストについては、国際的な公平性を確保し、全世界において効果的な温暖化対策を行っていくことが重要です。

④京都メカニズムの運用改善

(CCS(二酸化炭素回収・貯留)技術の活用)

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の特別報告によれば、CCS(二酸化炭素回収・貯留)技術の活用について、地中貯留だけでも、現在の世界全体のCO₂排出量の80年分に相当する、約2兆トンCO₂もの貯留ポテンシャルが見込まれるとしており、地球温暖化対策の重要な選択肢のひとつであると期待されています。現在、北海などの天然ガス田においては、排出するCO₂の帯水層貯留がすでに行われているほか、帯水層貯留以外のCCS技術についても、本格的な実用化にむけ、日本をはじめ各国において実証実験が行われています。

2008年12月、ポーランドのポズナニで開催されたCOP14(気候変動枠組条約第14回締約国会議)/MOP4(京都議定書第4回締約国会合)においては、京都メカニズムのCDM事業へのCCSの追加について引き続き検討することとされており、早期に同技術が認定されるよう、日本政府としてイニシアチブを発揮していくことが重要です。

⑤経済的手法の検討

(国内排出量取引制度)

EU(欧州連合)では、2005年1月より、事業所施設の過去の排出量などをベースにしてキャップ(排出枠)を企業に義務づけるキャップ&トレード型の排出量取引制度(EU-ETS)を実施していますが、必ずしも実質的な削減につながっていないことや、短期的なキャップの設定では、企業の追加的・中長期的な省エネ設備投資にインセンティブが働かないなどの問題点が浮上しています。また、EU-ETS方式では、企業の環境技術に考慮せずにキャップをかけているため、排出量が多い産業とそうでない産業との間による利害調整(公平性の担保)が困難であると指摘されており、制度改革にむけた議論が活発化しています。

わが国において排出量取引制度の導入を検討する際には、EU-ETSの進捗状況や問題点などを十分に研究するとともに、実際に削減努力や技術開発に繋がる実効性あるルール、マネーゲームが排除される健全な実需に基づいたマーケットの構築を目指す「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」(2008年10月開始)の結果を精査した上で、産業・企業間の公平性を担保しつつ、長期的な産業競争力維持と世界規模での継続的な排出削減の両立をめざしていく制度設計について検討していくことが重要です。

(地球温暖化対策に関する税制)

京都議定書目標達成計画のなかでは、地球温暖化防止のための環境税について、「国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際

競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るよう努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である」とされており、今後議論が活発化していくことが予想されます。

1990年代より環境税が導入されてきたほとんどのEU諸国では、次のような税制設計を行っています。

- 環境税を導入する際は、関係するエネルギー税制の改革も同時に実施し、税の位置づけを明確化。
- 実質的に環境税が課せられているのは、ほとんど家庭部門と運輸部門。課税対象は、ガソリンやディーゼル燃料などの自動車の燃料の購入や、電力使用が主流。
- 価格インセンティブ効果やアナウンスメント効果のある税率を設定。
- 税収の用途は、所得税や社会保険料負担の軽減、課税対象部門における省エネ対策のグリーン税制化などへの還元を基本とした税収中立型。

わが国においても、国民による省エネ型への抜本的な消費行動の転換を図る観点から、地球温暖化対策に関する税制を検討する際には、まずは、「新たな国民負担は官の肥大化には振り向けず、国民に還元する」をはじめとする財政健全化にむけた予算編成の原則（「基本方針2006」）に沿って、既存の関連諸税との整合性や見直しを図ることを前提に、単に財源を求めるのではなく、価格インセンティブ効果、アナウンスメント効果を追求する税制とし、税収は課税した部門への還流を図っていくことが重要です。

3. 低炭素・循環型社会の構築に向けた環境整備

◇ ポ イ ン ト ◇

持続可能な「低炭素社会」を目指しながら、日本経済を回復させ、長期安定雇用の創出を実現していくためには、政府が2008年7月に閣議決定した「低炭素社会づくり行動計画」における中長期的な対策・施策を早急に軌道に乗せていく必要があります。

そのためには、次世代自動車の普及や低燃費飛行機・高効率船舶などの革新的技術開発の促進をはじめ、原子力発電や再生可能エネルギー・新エネルギーなどの「ゼロ・エミッション電源」の導入をこれまで以上に加速させ、政府はわが国の目標である「他国のモデルとなる世界に冠たる省エネルギー国家」の確立に本腰を入れていくことが重要です。

また、電気・電子製品の廃棄物などの中にあるレアメタルの国内蓄積量は、世界有数の天然資源国の埋蔵量に匹敵すると算出されていることから、こうしたレアメタルリサイクルを促進させる「都市鉱山」の開発と関連雇用の創出に向け、早急な体制整備が不可欠です。

具体的な要求項目

①「低炭素社会づくり行動計画」の早期実施

「低炭素社会づくり行動計画」の中で、雇用創出に関連のある中長期的な対策・施策については、目標の前倒し達成をめざすべく、当初3年間の計画目標を明らかにし、早急を実施すること。

②ゼロ・エミッション電源の普及促進

「低炭素社会づくり行動計画」に掲げるゼロ・エミッション電源比率の50%以上への引き上げを2020年までに着実に実施すること。

とりわけ、

- 原子力発電については当面、2017年度までの新規建設(9基)を着実に実現すること。
- 太陽光発電、風力発電、燃料電池発電システムについては、人口ひとりあたり発電比率の世界トップをめざし、一般企業や家庭における設置の飛躍的普及にむけ、現行の助成措置を一層強化すること。また、役所や学校をはじめとするすべての公共施設において、これらの再生可能エネルギーシステムを早急に導入すること。
- 蓄電池システム技術開発やスマートグリッド(次世代電力網)など、再生可能エネルギーの普及に伴うシステムの安定化に向けた技術開発、設備更新を促進すること。
- 地熱発電についても開発コスト・リードタイム低減にむけた研究開発を行い、普及を促進させること。

③新エネルギー技術への支援強化

「Cool Earth—エネルギー革新技术計画」における新たなエネルギー技術やCO₂固定化技術の低コスト化・早期普及に加え、パワーエレクトロニクスや、化石燃料の相当量を代替し、食料との競合回避を実現できる藻類バイオエタノールなど、飛躍的にCO₂削減効果のある開発途上の新エネルギー技術への支援を強化すること。

④レアメタル国内リサイクルの促進

「都市鉱山」開発をはじめ、レアメタルの国内リサイクル事業環境整備を促進させるため、携帯電話や音楽プレーヤーなどの小型電子機器の買い取りによる回収制度の創設を検討すること。

⑤次世代ネットワーク網の整備

高度道路交通システム(ITS)や産業機器の遠隔操作・管理など、物流や人の移動の効率化を通じて省エネに寄与し、ユビキタスネットワーク社会の実現にむけ不可欠な次世代ネットワーク(NGN)の整備を推進すること。

⑥環境配慮型電線の普及促進と無電柱化の推進

電力ケーブルの導体サイズ適正化やエコ電線など、従来の電線に比べCO₂削減効果やリサイクル率が高い環境配慮型電線については、張替え投資に関する助成措置など、大規模な普及促進にむけた支援を行うこと。

また、歩行空間のバリアフリー化や防災対策にくわえ、美しい町並みを形成することによって住民の環境意識の向上を図る観点から、幹線道路および非幹線道路における無電柱化を一層推進すること。

◇ 背景説明 ◇

①「低炭素社会づくり行動計画」の早期実施

「低炭素社会づくり行動計画」(2008年7月29日閣議決定)では、

- * 2050年までの普及をめざす革新的技術(高速増殖炉サイクル技術、低燃費航空機、高効率船舶など)の開発。
- * 世界一の座を再び獲得するための太陽光発電導入量の大幅拡大。(2010年に10倍、2030年に40倍)
- * 「ゼロ・エミッション電源(再生可能エネルギー、原子力発電等)」比率の50%以上への引き上げ。(2020年を目途)
- * 次世代自動車の導入(2020年までに新車販売のうち2台に1台)、次世代照明の研究開発。

など、中長期的な対策・施策が明記されています。

経済情勢が悪化する状況において、実効ある地球温暖化対策を推進すると同時に、わが国の基幹産業であるものづくり産業を回復軌道に乗せ、雇用の維持・創出を図っていくためには、環境新技術の早期確立が不可欠です。中長期的な対策・施策については、計画の前倒し実施に向けた計画を作成し、早急に実施することが重要です。

②ゼロ・エミッション電源の普及促進

エネルギーの安定供給と地球温暖化対策を両方実現するためには、原子力、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスのゼロ・エミッション電源の推進や、燃料電池を組み合わせたエネルギー利用システムへの転換が重要です。とりわけ、わが国は、海洋や山岳地域において再生可能エネルギーを推進する大きな潜在力を有しており、環境産業を育成する観点からも、再生可能エネルギーがわが国の基幹電源としての役割を担えるよう本腰を入れて施策を展開していかなくてはなりません。現状では、太陽光発電は設備容量でドイツに追い抜かれ、風力発電については、大きく遅れをとっています(図表6)。太陽光発電や風力発電の導入量や設備容量を拡大させていくことは必要ですが、人口ひとりあたりゼロ・エミッション発電比率の世界トップを目指していく視点からの施策の展開が重要です。

図表6 世界における太陽光・風力発電の設備容量

設備容量 (万 kW)			設備容量 (万 kW)		
太陽光発電 (2006年12月末)			風力発電 (2006年12月末)		
①ドイツ	259.60	45.6%	①ドイツ	2,062.2	27.7%
②日本	170.85	30.0%	②アメリカ	1,169.8	15.7%
③アメリカ	62.40	11.0%	③スペイン	1,161.5	15.6%
④スペイン	11.82	2.1%	④インド	627.0	8.4%
⑤オーストラリア	7.03	1.2%	⑤デンマーク	313.6	4.2%
⑥オランダ	5.27	0.9%	⑥中国	259.4	3.5%
⑦イタリア	5.00	0.9%	⑦イタリア	212.3	2.9%
⑧フランス	4.39	0.8%	⑧イギリス	195.8	2.6%
⑨韓国	3.47	0.6%	⑨ポルトガル	171.6	2.3%
⑩スイス	2.97	0.5%	⑩オランダ	155.9	2.1%
⑪オーストリア	2.56	0.4%	⑪フランス	146.9	2.0%
⑫カナダ	2.05	0.4%	⑫カナダ	145.1	2.0%
⑬メキシコ	1.97	0.3%	⑬日本	139.4	1.9%
⑭イギリス	1.40	0.2%	⑭オーストリア	96.5	1.3%
⑮ノルウェー	0.77	0.1%	⑮オーストラリア	81.7	1.1%
⑯スウェーデン	0.48	0.1%	⑯アイルランド	75.6	1.0%
世界合計	569.50	100%	⑰ギリシャ	74.6	1.0%
			⑱スウェーデン	57.2	0.8%
			世界合計	7,431.9	100%

資料出所：資源エネルギー庁「エネルギー白書」2008年版

地熱発電については、近年、リードタイムが長いことや、開発コストが高いことなどから設置が停滞しています。しかし、火山大国であるわが国は、地熱発電のポテンシャルは高く、コストやリードタイム低減の研究開発を積極的に行い、普及を促進させていく必要があります。

また、家庭用太陽光発電や燃料電池発電システムなどの分散型電源の普及に伴い、家庭から電力会社に販売する余剰電力の量の増加が見込まれますが、日本の送電網は、これまで電力会社から家庭への送電のみに適した構造となっているため、家庭と電力会社間における双方向の送電が可能となる電線網を整備していく必要があります。アメリカにおいては、送電網をIT技術で制御し、再生可能エネルギー電源、電力会社、各需要家の間における「双方向」送電の最適化・効率化を可能とする「スマートグリッド」(次世代電力網)のインフラ整備に約1兆5,000億円の予算を投入する予定です。

③新エネルギー技術への支援強化

経済産業省では、高効率火力発電、超電導高効率送電、二酸化炭素回収貯留、燃料電池・電気自動車、バイオマスからの代替燃料製造、高効率ヒートポンプ、次世代照明など、2050年の世界における大幅なCO₂削減に寄与する革新的技術の導入計画となる「Cool Earth—エネルギー革新技術計画」を2008年3月5日に発表しました。こうした革新的技術の導入は全力をあげて全世界に普及させていくことが重要です。

また、三菱総合研究所や京都府立海洋センター、東京海洋大などのグループが中心となって、バイオエタノールを、海藻のホンダワラ類からつくる計画が進んでいます。日本海に巨大海藻養殖場を設け、精製過程を経てバイオエタノールを生産する構想です。実現すると、日本のガソリン販売量のほぼ3分の1に相当する量になるといわれており、バイオエタノールの原料となる穀物や原油価格の高騰が問題となるなか、国産による環境にやさしい燃料の安定確保の可能性が出てきました。アメリカではすでに、石油メジャーやベンチャー企業が実用化にむけた研究を開始しており、日本も遅れをとらぬよう、国が積極的に支援し、国家プロジェクトとして推進していく必要があります。

④レアメタル国内リサイクルの促進

電気・電子製品の廃棄物などの中にあるレアメタル、いわゆる国内の「都市鉱山」の蓄積量は世界有数の天然資源国の埋蔵量に匹敵すると算出されています。例えば、物質・材料研究機構の「わが国の都市鉱山は世界有数の資源国に匹敵」(2008年1月)によると、金については、世界の現埋蔵量42,000トンに対し、日本の都市鉱山は約6,800トンで約16%あり、銀は約22%、インジウムは約16%、錫は約11%など、世界埋蔵量の1割を超える金属が多数あることが報告されています。こうした「都市鉱山」の開発と雇用創出に向け、これまで無造作に廃棄されていた小型電子製品を確実に回収し、リサイクルへ循環させる制度整備を早急に構築することが重要です。

⑤次世代ネットワーク網の整備

NGN(次世代ネットワーク)とは、家電や車、ICタグなどありとあらゆる製品をひとつのネットワークで結びつけ、「安心・安全・便利」なICTサービスをいつでもどこでも利用できるユビキタス社会を実現するために重要なインフラです。ユビキタス社会を実現することで、①人や物が不必要に移動しなくてすむ、②空間を

効率的に利用できる、③物を電子化して利用できるなど、環境に対する負荷を軽減できます。また、NGN対応の新たな製品の需要喚起を図ることで、雇用の維持・創出も期待できます。

⑥環境配慮型電線の普及促進と無電柱化の推進

(電力ケーブルの導体サイズ適正化)

送配電(発電所から需要家の受電端まで)および受電端から負荷端(施設内配線)の電力ロス(無駄になった電気)は、約14%もあります(2007年度発受電速報)。そのため、CO₂削減効果が期待される電力ケーブルの導体サイズの適正化が必要となっています。日本電線工業会によると、既設の電力ケーブルの導体サイズを2倍にした場合、発電所から需要家端(ビル・工場等)までの送電線ケーブルの通電ロス、需要家構内(施設内配線)の通電ロスをそれぞれ7%から3.5%に半減でき、日本全国に導入されれば日本の総CO₂排出量の約1%が削減できると報告されています。また、導入時にコストは増加するものの、電力消費が抑えられる結果、5~6年で投資回収できると見込まれています。また、電力を効率良く送受電するためにも、電力ケーブルの適正化は重要であり、例えば家庭用太陽光発電を電力会社へ売電する際にも不可欠なインフラとなります。こうしたことから、省エネに資する電力ケーブルの導体サイズ適正化を推進していく必要があります。

(無電柱化の推進)

商業地区内における国道や、都道府県道、4車線以上の市区町村道における無電柱化率は全国平均で48%となっていますが、北陸地方においては67%と無電柱化が進んでいます。安全かつ快適な街づくりを推進し、地域において美しい町並みを形成することによって、住民の環境意識の向上が期待できることから、北陸以外の地域においても無電柱化を推進していくことは重要です。

4. サマータイム制度導入の早期実現

◇ ポ イ ン ト ◇

「京都議定書目標達成計画」(2008年3月28日全部改定)では、とくに排出量の伸びが著しい業務部門・家庭部門の対策について、抜本的に強化することが必要であるとしており、さらに個別部門対策を超え、また短期的視点のみならず、中長期的な観点も踏まえた上で、国民全体が総力をあげて温室効果ガスを削減するよう、ライフスタイル、ビジネススタイルの変革等を促すような対策の強化も視野において考える必要があるとしています。

そのためには、照明を中心に業務部門・家庭部門の省エネに寄与し、短期的視点のみならず中長期的な観点から国民全体の環境意識の変革を促し、加えて、明るい夕方を活用した健康的な生活習慣の確立、地域社会とのふれあい機会の増加など、ワーク・ライフ・バランスの確立にも寄与し、更には、関連需要の増加により経済効果、雇用創出が大いに期待できる「サマータイム制度」を早急に導入していく必要があります。

具体的な要求項目

①経済波及効果が大きい期待できるサマータイム制度の早期導入

夕方の明るい時間を通じた健康的な生活習慣の確立、地域社会とのふれあい機会の増加、国民的な省エネ意識の向上など、ワーク・ライフ・バランスやエコライフをはじめとする新たなライフスタイルの確立に寄与するのみならず、レジャーやショッピングをはじめとする関連需要の増加により、経済波及効果、雇用創出が大きい期待できる「サマータイム制度」を早期に導入すること。

◇ 背景説明 ◇

①経済波及効果が大きい期待できるサマータイム制度の早期導入

「京都議定書目標達成計画」(2008年3月28日全部改定)では、今後速やかに検討すべき横断的施策であるサマータイム制度について、「サマータイムについては、論点の具体化を進め、国民的議論の展開とともに、環境意識の醸成と合意形成を図る」としています。内閣府が2007年8月に実施した「地球温暖化対策に関する世論調査」によると、サマータイム制度導入に「賛成」する者の割合は、前回(2005年7月)調査に比べ4.9%ポイント上昇し、56.8%と過半数を超えています。また、「わからない」という回答は、前回に比べ4%ポイント低下して13.9%に止まっており、「わからない」の減少分は、ほとんど「賛成」に回ったこととなります。また、とりわけサラリーマン(雇用者)については、賛成が61.9%、わからないが8.2%と、とくに理解が進んでいる状況にあります。色々な地域や団体が実施した実証実験の結果を見ても、国民的な理解、合意形成はかなり進んでおり、まさに機は熟してきているといえます。

また、夕方の明るい活動時間が1時間増加することにより、レジャーやショッピングなど関連産業の経済効果・雇用創出が大きい期待されます。社会経済生産性本部が2004年に試算した結果、サマータイム制度導入による経済波及効果(生産誘発効果)は約1兆円(9,775億円)にのぼるほか、地域における社会活動増加・関連雇用創出による地域経済効果8,800億円、明るい夕方の時間が増加することによる交通事故・犯罪減少の経済損失の減少など、そのインパクトの大きさを示しています。

なお、一部には「自主的にサマータイム制度を導入すればよい」という意見も見られますが、そうした場合においては、早出出勤と変わらず、社会全体としての導入効果が得られません。地域社会とのふれあい機会の増加、国民的な省エネ意識の向上など、ワーク・ライフ・バランスやエコライフをはじめとする新たなライフスタイルを社会全体で確立していくことが重要であり、そのためには、全国一律での導入が不可欠です。また、過去3回サマータイム導入実験を行った北海道では、顧客との時間のズレが生じない全国一律での導入を望む声が多く見受けられました。